

## 第4章 基準病床数

### 第1節 基準病床数の設定目的

基準病床数は、バランスのとれた医療提供体制の整備を行い、また、限りある医療資源の効率的配置を図るために設定するものです。

一般病床・療養病床、精神病床、結核病床及び感染症病床のそれぞれについて定めます。

### 第2節 基準病床数の算定方法

基準病床数の算定にあたっては、一般病床・療養病床については二次保健医療圏ごとに、また、精神病床及び結核病床並びに感染症病床については県全域を単位として設定し、その算定の方法は、医療法施行規則の定めるところによります。

### 第3節 基準病床数の設定

#### 1 一般病床及び療養病床

二次医療圏ごとの一般病床・療養病床の基準病床数を次のとおり定めます。

二次保健医療圏	基準病床数	既存病床数 (平成19年9月30日現在)
安芸保健医療圏	509	580
中央保健医療圏	7,145	11,902
高幡保健医療圏	707	808
幡多保健医療圏	1,186	1,679
合 計	9,547	14,969

原則として、保健医療圏ごとに定められた基準病床数を超えて病床を設置することは認められないため、すべての保健医療圏において、新たに病院を開設することや、病床を増床することができなくなっています。また、平成19年1月から、従来は対象外であった診療所病床も基準病床制度の対象となったため、原則として有床診療所の開設もできないこととなります。

しかし、基準病床数は、全国一律の基準に基づくものであり、十分地域の実情を反映したものとは言い難いものとなっています。このため、本県において果たしている療養病床の役割などを踏まえ、地域の実情に応じて必要な病床は確保する必要があります。

## 2 精神病床及び結核病床並びに感染症病床

県全域を単位として精神病床及び結核病床並びに感染症病床の基準病床を、それぞれ次のとおり定めます。

病床種別	基準病床数	既存病床数 (平成19年9月30日現在)
精神病床	2,745	3,853
結核病床	60	212
感染症病床	11	11